

定期健康診断における不適切な行為と協会の対応について

当協会が受託・実施した団体の定期健康診断において、職員が引き起こした不適切な行為（血液検査の一項目の検査漏れ、独自の判断・手法による再検査、検査結果の虚偽報告）により、受診者様をはじめ関係の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを心からお詫び申し上げます。

受診者の皆様には、改めて、協会としての血液検査を行い、正しい検査結果の報告と、再検査の際、医師による健康被害について、異常のないことを確認いたしました。

神奈川県及び横浜市の保健医療等の管轄部局をはじめ県下の市町村関係部局等へお詫びと報告を行っているところでございます。

担当した職員については、懲戒処分（懲戒解雇）を行いましたが、管理監督者の厳格な処分も速やかに行ってまいります。

また、再発防止策として、検査項目の確認方法を改善し、個人情報へのアクセス権限の見直しを行いましたが、今後コンプライアンス教育を計画的に実施してまいります。

協会は、今回の事態を重く受けとめ、管理執行体制の再構築を行い、万全な事業の執行を期してまいります。

平成 31 年 3 月 28 日

公益財団法人 神奈川県予防医学協会

代表理事 土屋 尚